

## 入所 利用料金

### 【保険給付の自己負担額】

基本 利用 料	<p>施設の体制状況によって下記のいずれかでの算定となります。          なお、介護保険の要介護認定による要介護の程度によって利用料が変わります。          以下は1日あたりの介護度別サービス単位です。</p>		
		<b>【基本型】</b>	<b>【在宅強化型】</b>
	要介護1	775単位	822単位
	要介護2	823単位	896単位
	要介護3	884単位	959単位
	要介護4	935単位	1,015単位
	要介護5	989単位	1,070単位
各種 加算	在宅復帰・在宅療養 支援機能加算（Ⅰ）	1日につき 34単位	厚生労働省の定める、在宅復帰要件・ベッ ト回転率等の要件を満たした施設に対して 算定されます。 ※基本型を算定している場合
	在宅復帰・在宅療養 支援機能加算（Ⅱ）	1日につき 46単位	厚生労働省の定める、在宅復帰要件・ベッ ト回転率等の要件を満たした施設に対して 算定されます。 ※在宅強化型を算定している場合
	初期加算	1日につき 30単位	入所後30日以内に限り、上記介護度別 サービス費に加算されます。
	夜間職員配置加算	1日につき 24単位	夜間基準を上回る職員を配置している場 合、加算されます。
	栄養マネジメント加算	1日につき 14単位	入所者に栄養ケア計画を作成し、計画に 従って継続して栄養管理を行った場合に、 加算されます。
	短期集中リハ加算	1日につき 240単位	入所後3ヶ月以内の利用者が集中的にリハ ビリテーションを行った場合、加算されます。
	認知症短期集中 リハビリテーション実施加算	1日につき 240単位	認知能力の低下が懸念される方に対し、計 画的に記憶の訓練、日常生活活動の訓練 等を組み合わせたプログラムを行った場合、 加算されます。
	療養食加算	1食につき 6単位	医師の指示せんに基づく療養食を提供した 場合、加算されます。
経口移行加算	1日につき 28単位	経管により食事を摂取する入所者について 経口摂取を進めるために、医師の指示に基 づく栄養管理を行う場合、加算されます。	

各種 加算	経口維持加算(Ⅰ)	1月につき 400単位	著しい誤嚥が認められる者及び誤嚥が認められる者に対し、食形態の配慮など誤嚥防止のための適切な配慮をした場合に加算されます。
	経口維持加算(Ⅱ)	1月につき 100単位	
	低栄養リスク改善加算	1月につき 300単位	低栄養リスクの高い入所者に対して週5回以上食事の観察をし栄養状態、嗜好等を踏まえた食事提供や栄養調整を行った場合に加算されます。
	再入所時栄養連携加算	1回につき 400単位	医療機関に入院し、入所時と異なる栄養管理が必要となった場合に、加算されます。
	口腔衛生管理体制加算	1月につき 30単位	歯科衛生士が、介護職員に口腔ケアに係る技術指導を実施した場合に加算されます。
	口腔衛生管理加算	1月につき 90単位	歯科衛生士が、入所者に対し口腔ケアを月2回以上実施した場合に加算されます。
	試行時退所時指導加算	1月につき 400単位	入所者及び家族等に対して、試行的な退所時に退所後の療養指導を行った場合、加算されます。
	退所時情報提供加算	1回に限り 500単位	入所者の退所後の療養指導を行い、入所者の退所後の主治医または社会福祉施設に対し、文書をもって必要な情報を提供した場合、加算されます。
	退所前連携加算	1回に限り 500単位	入所者が退所後に居宅サービスを利用する場合、必要な情報を提供し、居宅介護支援事業所と連携して居宅サービスの利用に関する調整を行った場合に、加算されます。
	入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	1回につき 450単位	入所前後に、退所後生活をする居宅を訪問した場合に加算されます。 (入所中1回を限度)
	入所前後訪問指導加算(Ⅱ)	1回につき 480単位	
	外泊時費用	1日につき 362単位	外泊された場合には、上記介護度別サービス費に置換えられます。但し、外泊初日と施設に戻られた日は入所日同様の扱いとなり、外泊扱いにはなりません。
	かかりつけ医連携 薬剤調整加算	1回に限り 125単位	当施設の医師と入所前の主治医が共同し処方する内服薬を総合的に評価及び調整し入所時に比べ減薬となった場合に、退所時に加算されます。

各種 加算	排せつ支援加算	1月につき 100単位	排泄に介護を要する入所者で身体機能向上や環境調整により状態を軽減、改善できると判断された場合に加算されます。
	褥瘡マネジメント加算	1月につき 10単位	入所者の褥瘡発生を予防するために、定期的な評価を実施し、褥瘡ケア計画書を作成し管理をしている場合に加算されます。
	所定疾患施設療養費(Ⅰ)	1日につき 235単位	肺炎・尿路感染・带状疱疹について施設内で対応した場合に加算されます。(上限7日)
	所定疾患施設療養費(Ⅱ)	1日につき 475単位	
	緊急時治療管理	1日につき 511単位	入所者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となった場合において緊急的な投薬、検査、注射、処置を行った場合に加算されます。(上限3日)
	ターミナルケア加算	<死亡日以前 4~30日> 160単位 <前日及び前々日 > 820単位 <死亡日> 1,650単位	回復の見込みがないと診断された入所者に対し、ターミナル計画書を作成し、入所者の状態又は家族の求め等に応じ、随時説明を行い、同意を得てターミナルケアを行った場合に加算されます。
	在宅サービスを利用した ときの費用	1日につき 800単位	入所者が外泊中に提供される在宅サービスを利用した場合に加算されます。
	サービス提供体制 強化加算(Ⅰ)イ	1日につき 18単位	介護職員のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上の場合に加算されます。
	介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	各種加算の合計の 3.9%	厚生労働省の方針により設置されている加算です。
	介護職員特定処遇改善 加算(Ⅰ)	各種加算の合計の 2.1%	厚生労働省の方針により設置されている加算です。

※1単位=10.27円となります。

【保険給付外の自己負担額】

<p>食費・居住費</p>	<p>食費 1日につき 1,700円 食事を提供した場合、お支払いいただきます</p> <p>居住費 1日につき 460円</p> <p>※食費・居住費については、<u>市役所で限度額認定証の交付を受けること</u>により、<u>減額となる場合があります。</u></p>
<p>特別室加算</p>	<p>2人室 1日につき 200円 個室、2人室のご利用を希望される場合に居住費上記の金額に加算させていただきます。なお、個室、2人室</p> <p>個室 1日につき 1,000円 をご利用の場合、外泊時にも居住費をいただくこととなります。</p>
<p>生活費</p>	<p>日常生活品費 1日につき 100円 身の回り品として日常生活に必要なもの（おしぼり、石鹸、シャンプーやリンスなど）</p> <p>教養娯楽費 1日につき 100円 教養娯楽として日常生活に必要なもの（クラブ活動で使用するもの粘土、折り紙など）</p>
<p>電気代 (個人使用分)</p>	<p>1コンセントにつき 1日 50円 個人的使用するラジオ、テレビ、電気毛布などで電気を使用する場合にお支払いいただきます。</p>
<p>整髪代</p>	<p>整髪料 1,650円 ご利用の場合にお支払いいただきます。</p> <p>顔剃り 550円</p>
<p>予防注射代</p>	<p>インフルエンザ予防接種にかかる費用でインフルエンザ予防接種を希望された場合お支払いいただきます。</p>
<p>文書料</p>	<p>・生命保険等の診断書・医療費控除証明書 1~4か月分 1,000円 5,000円 5~8か月分 2,000円 9~12か月分 3,000円</p> <p>・障害者手帳申請の為の診断書 7,000円</p> <p>・領収書再発行 } ・障害者年金の現状届 } ・診療情報提供書 } ・生計維持証明書 } 各500円</p>
<p>洗濯</p>	<p>外注の場合 1ヵ月につき 4,000円 外注洗濯は100℃の乾燥に耐えられる衣類に限ります。</p> <p>施設洗濯 1ネット 200円~500円 施設洗濯は、介護に支障をきたす場合のみ行います。</p>